

岐阜県女性相談センターの 電話相談開設時間を延長します (令和3年4月1日から)

岐阜県女性相談センターでは、女性が抱えているさまざまな悩みや問題について相談を受け付けています。令和3年度より、電話相談時間を延長して、より相談を受けやすい体制にします。一人で悩まずにぜひご相談ください。あなたと一緒に解決の方法をさぐり、あなたの人生を切り開いていくための助言や情報提供を行います。

電話相談

- 毎日9:00~24:00 相談電話番号 058-213-2131
- ただし、平日18時以降と土日祝日、年末年始はDV相談のみ受け付けます
- 相談は匿名でもかまいません

来所相談

- 平日9:00~17:00
- 事前予約制です。来所の予約の電話もこの時間帯にお願いします

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは？

配偶者（元配偶者や事実上婚姻関係にある又はあった者を含む）から振るわれる暴力、力による支配のことです。県が行う女性保護事業では、親子間、恋人間など親密な関係にある者から振るわれる暴力も支援の対象としています。

DVには
こんな種
類があり
ます！

身体的暴力

- なぐる、ける、首をしめる、物を投げつける、刃物をつきつけるなど

精神的暴力

- 大声でののしる、おどす、無視をする、人前で侮辱するなど恥をかかせる、子どもに危害を加えると脅すなど

性的暴力

- 望まないセックスを強要、避妊に協力しない、ポルノを無理やり見せるなど

経済的暴力

- 生活費を渡さない、お金を取り上げ金銭的自由を与えないなど

社会的暴力

- 実家や友人との付き合いを制限する、行動を監視する、携帯電話をチェックする等

！身に危険が迫っているときは、迷わず110番してください！